



# 三重県公報

令和4年2月18日 (金)

第 287 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	<b>規 則</b>		
3	消防法施行細則の一部を改正する規則	(消 防 ・ 保 安 課)	2
	<b>公 告</b>		
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	4
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	4
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	4
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	5
	<b>特定調達公告</b>		
	一般競争入札を行う旨	(企業庁)	5

規 則

消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年二月十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三号

消防法施行細則の一部を改正する規則

消防法施行細則（昭和六十年三重県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(身分証明書)</p> <p>第四条 次の事務に従事する職員が携帯する身分を示す証明書は、身分証明書（第五号様式）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>法第二十一条の十四第一項</u>の規定による立入り</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第四条 次の事務に従事する職員が携帯する身分を示す証明書は、身分証明書（第五号様式）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>法第二十一条の十三第一項</u>の規定による立入り</p>

第五号様式を次のように改める。

第 5 号様式（第 4 条関係）

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	職 氏 名 生年月日
<p>上記の者は、消防法第13条の16第2項（同法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）に規定する立入検査、同法第16条の5第1項に規定する立入検査、同法第21条の14第1項に規定する立入検査の権限を有する者であることを証明します。</p>	
年 月 日交付 年 月 日限り有効	三重県知事 

9センチメートル

5.5センチメートル

第六号様式（第六条関係）」を「第六号様式（第五条関係）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の消防法施行細則第四条の規定による身分証明書は、改正後の消防法施行細則第四条の規定による身分証明書とみなす。

## 公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 4 年 2 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
木曾岬町
- 2 調査を行った期間  
令和 2 年 7 月から令和 3 年 10 月まで
- 3 成果の名称  
木曾岬町（上和泉②③地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
桑名郡木曾岬町大字和泉地内
- 5 認証年月日  
令和 4 年 2 月 4 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 4 年 2 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重用水土地改良区（四日市市平尾町大字大池 2765 番地の 3）

退任理事

いなべ市員弁町松之木 1842 番地の 2

谷 崎 三 男

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営農業水利施設保全合理化事業田丸地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 2 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

令和4年2月21日から同年3月22日まで

### 3 縦覧の場所

伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩淵1丁目7番29号）

玉城町役場産業振興課（度会郡玉城町田丸114-2）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和4年2月18日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年 2月7日	三重郡川越町大字当新田字下之割355-1	三重郡川越町大字当新田379-1 ミキコーポレーション株式会社 代表取締役 藤井美輝

## 特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により公告します。

令和4年2月18日

三重県企業庁長 喜多正幸

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

三重県企業庁財務会計システム構築及び運用保守業務

#### (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和10年12月31日（日）までとします。

#### (4) 委託業務履行場所

三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

#### (5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における三重県企業庁総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

#### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

#### (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。調達システム未登録の

者は、4(1)の申請を提出するまでに、7(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は、特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより本入札の4(1)の申請をした後は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年3月7日（月）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあつては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を令和4年4月7日（木）17時までに、7(2)の場所に提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

#### 5 技術提案書の作成について

- (1) 提案書記入要領に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、紙媒体10部（正本1部、副本9部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部とします。
- (3) 形式はA4判を基本とし、両面使用により頁数は100頁以内としてください。
- (4) 提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。

#### 6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 提案書評価基準表に沿って、技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者の出席をお願いします。
- (2) 技術提案書聴取会における費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (3) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

#### 7 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県企業庁財務管理課経理班 担当 見並  
電話 059-224-2829 ファクシミリ 059-224-3045

##### (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

##### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

##### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年4月4日（月）まで調達システムにより提供します。

##### (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年3月11日（金）までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年3月11日（金）までに通知書を発送します。

##### (6) 技術提案書等提出の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月14日（月）8時30分から同月18日（金）15時まで

イ 場所 (2)に掲げる場所

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

また、封筒等の外側に「三重県企業庁財務会計システム構築及び運用保守業務 技術提案書等在中」と記載してください。

持参する場合は、あらかじめ、持参する日時について調整を行ってください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 技術提案書聴取会の日程は、以下のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は、日程を追加する場合があります。

令和4年3月25日(金) 予定

イ 対面又は県が指定するオンライン会議で実施します。具体的な日時等は、後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の本件担当予定者を含め3名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年4月4日(月)14時30分まで

入札と合わせて提出が必要となる入札金額内訳書は、本システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札書と入札金額内訳書を一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年4月4日(月)14時30分まで

なお、入札書は令和4年3月28日(月)から同年4月4日(月)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県企業庁財務管理課経理班 担当 見並

案件名 三重県企業庁財務会計システム構築及び運用保守業務

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和4年4月4日(月)15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県企業庁財務管理課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に7(1)に掲げる部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程(平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「規程」といいます。)第158条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174

条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 166 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 166 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するものを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第 156 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ同基準に規定する要件を満たす者としてします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 162 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 8 その他

#### (1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質問提出締切日までに本システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。質疑の回答は、本システムの質問回答又は入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質問提出締切日時 令和 4 年 2 月 25 日（金）17 時まで

結果回答日時 令和 4 年 3 月 2 日（水）までに行います。

#### (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (3) 契約書作成の要否

要

#### (4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 9 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract :

Mie Prefecture Public Utilities Agency Accounting System Construction and Maintenance

#### (2) Submission of Proposal :

Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between 8:30 A.M. Monday, March 14, 2022 and 3:00 P.M. on Friday, March 18, 2022.

#### (3) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, April 4, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, March 28, 2022 and 2:30 P.M. on Monday, April 4, 2022.

(4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, April 4, 2022.

(5) Managing Authority :

Finance Division, Mie Prefecture Public Utilities Agency

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2829

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、企業庁にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計得点の最も高い入札者を落札候補者とします。

(1) 提案書内容の評価

提案内容を公平かつ客観的に評価するため「評価基準表」に基づき提案内容の評価し、「技術評価点」を与えます。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。

(3) 技術評価点と価格評価点のバランス

「技術評価点」と「価格評価点」のバランスは2対1とします。

(4) 総合評価の方法

(1)及び(2)で評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計得点が最も高い者を落札候補者とします。

なお、合計得点の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応は以下の順で落札候補者を決定します。

ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合

当該入札者間で三重県電子調達システム(物件等)を利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

(1) 前提条件

提案書は、「提案書記入要領」及び「評価基準表」にて定める様式、記述要領等を満たしてください。定める様式、記述要領等を著しく逸脱している場合は、本県の判断により評価対象外とする可能性があります。

(2) 評価体系

ア 大項目及び評価の観点

大きく以下の6つの大項目に分け評価を実施します。

- (ア) 全般事項 : 業務全体の提案に係る評価
- (イ) 機能要件 : 機能要件の実現度に係る評価
- (ウ) 非機能要件 : 非機能要件の実現度に係る評価
- (エ) 作業体制及び方法 : 業務品質に係る評価
- (オ) 運用保守業務 : 運用保守業務の内容に係る評価
- (カ) その他 : 実績及び将来の提案に係る評価

なお、各大項目の主な評価ポイントは、以下のとおりです。

<大項目と主な評価ポイント>

大項目	主な評価ポイント
(ア) 全般項目	・基本方針及び費用低減に関する考え方を評価します。 ・構築スケジュールの妥当性を評価します。
(イ) 機能要件	・機能要件が全て実現されているか評価します。

	・ユーザインターフェースの実装方針について評価します。
(ウ) 非機能要件	・安定稼働するための信頼性を評価します。 ・障害時の対応方針、データの移行について評価します。
(エ) 作業体制及び方法	・構築に十分な体制かどうかを評価します。 ・円滑な業務進捗が期待できるかどうか評価します。
(オ) 運用保守業務	・運用保守に十分な体制かどうかを評価します。 ・品質の確保が期待できるかどうか評価します。
(カ) その他	・システム運用等の実績を評価します。 ・システムの将来像に係る提案を評価します。

イ 大項目評点

大項目については、以下の点数を配点します。技術評価点の満点を 2000 点とします。

- (ア) 全般事項 : 200 点
- (イ) 機能要件 : 300 点
- (ウ) 非機能要件 : 300 点
- (エ) 作業体制及び方法 : 400 点
- (オ) 運用保守業務 : 500 点
- (カ) その他 : 300 点

(3) 採点方法

ア 採点の考え方

評価項目単位の採点は、原則 0 点から 10 点までの以下 11 段階で採点します。

点数	概要	
10 点	※	非常に優れている  非常に劣っている
9 点	※	
8 点	レベルの高い内容	
7 点	※	
6 点	※	
5 点	標準レベルの内容 (基準点)	
4 点	※	
3 点	※	
2 点	レベルの低い内容	
1 点	※	
0 点	評価項目に則していない内容 (内容が記載されていない)	

※ 評価する項目でレベルの高い提案であり具体性、実効性の有無などにより 1 点加点/減点若しくは 2 点加点/減点します。以下、標準レベル、レベルの低い提案においても同様の考え方で評価します。各評価項目にかかる評価軸については、「評価基準表」を参照してください。

イ 「項目加重点」の考え方

評価項目の重要度に応じて、加重点を設定します。

各評価項目にかかる「項目加重点」については、「評価基準表」を参照してください。

ウ 「技術評価点」の計算方法

「技術評価点」は、「評価基準表」に基づき提案内容を評価した「各審査委員の技術評価点」の平均 (小数点以下 1 桁目までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入します。) とします。「各審査委員の技術評価点」は、各評価項目単位の採点した点数にそれぞれ「項目加重点」を乗じた「項目評価点」の和とします。

なお、提案書の総ページ数が 100 ページを超えた場合は、「技術評価点」から以下の計算により求めた点数を減じます。

$$\text{減点数} = \text{超過ページ数} \times 10 + 20$$

3 入札価格の評価

(1) 価格評価点の算定方法

「価格評価点」の満点を 1000 点とし、算定は以下の計算式によります。

$$\text{「価格評価点」} = 1000 \times (1 - X / K)$$

※ 有効数字は小数点以下 16 桁目までとし、小数点以下 17 桁目以降を切り捨てます。

X：入札価格（円）（消費税及び地方消費税を含まない。）

※ 令和 4 年度から令和 10 年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：評価基準額 79,440,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※ 評価基準額とは入札に当たっての評価のための数値であり、予定価格ではありません。

#### 4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「技術評価点」及び「価格評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、以下の要件をいずれか一つでも満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が調達説明書で示した評価基準額以内であること。
- (2) 技術評価点が 600 点以上であること。
- (3) 入札金額内訳書に記載された各年度別見積額が、特記仕様書等で示した各年度の評価基準額以下であること。

---

### 発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---